

薬生安発 1121 第 2 号  
令和元年 11 月 21 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

抗インフルエンザウイルス薬の使用上の注意に関する注意喚起の徹底について

インフルエンザ罹患時の異常行動の発現につきましては、本年 10 月 29 日に開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において、新たに得られた情報を踏まえ評価され、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の服用の有無又は種類にかかわらず、異常行動についての注意喚起を徹底することが適当とされました。

また、厚生労働省において、別紙のとおり注意喚起資材を作成しましたので、これも参照し、貴管内医療機関・薬局等に対して、インフルエンザ罹患時の対応についての注意喚起に御協力いただきますよう、お願いします。

なお、厚生労働省ホームページの「令和元年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」の「令和元年度 インフルエンザ Q & A」で異常行動についての注意喚起を掲載していますので、医療機関・薬局等にあわせて周知方お願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

(令和元年度 今冬のインフルエンザ総合対策について)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

(令和元年度 インフルエンザ Q & A)